**別紙第１号書式**

第　　号
令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名　印

諮問書

［会計検査院事務総長］が　第　号（　年　月　日付け）をもって行った開示決定等を不服として提起された審査請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第１９条第１項第１号及び第２号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

| | |
|---|---|
| １　審査請求に係る行政文書の名称 | |
| ２　審査請求に係る開示決定等<br>□開示決定<br>□一部開示決定<br>（該当不開示条項）<br>□不開示決定<br>（該当不開示条項） | （１）開示決定等の日付、記号番号<br><br>（２）開示決定等をした者<br><br>（３）開示決定等の概要 |
| ３　審査請求 | （１）審査請求日<br><br>（２）審査請求人<br><br>（３）審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 | |
| ５　参加人等 | |
| ６　添付資料 | 資料○　行政文書開示請求書（写し）<br>資料○　事案の移送に係る文書（写し）<br>資料○　開示決定等の通知書（写し）<br>資料○　開示の実施に係る行政文書（写し）<br>資料○　審査請求書（写し）<br>資料○　（その他参考資料） |

**別紙第２号書式**

第　　号
令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名　印

諮問書

［会計検査院事務総長］が　第　号（　年　月　日付け）をもって行った開示決定等を不服として提起された審査請求については、個人情報の保護に関する法律第１０５条第１項第１号及び第２号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　審査請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　審査請求に係る開示決定等<br>□開示決定<br>□一部開示決定<br>（該当不開示条項）<br>□不開示決定<br>（該当不開示条項） | （1）開示決定等の日付、記号番号<br><br>（2）開示決定等をした者<br><br>（3）開示決定等の概要 |
| 3　審査請求 | （1）審査請求日<br><br>（2）審査請求人<br><br>（3）審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付資料 | 資料○　保有個人情報開示請求書（写し）<br>資料○　事案の移送に係る文書（写し）<br>資料○　開示決定等の通知書（写し）<br>資料○　開示の実施に係る行政文書（写し）<br>資料○　審査請求書（写し）<br>資料○　（その他参考資料） |

**別紙第３号書式**

第　　号
令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名　印

諮問書

［会計検査院事務総長］が　第　号（　年　月　日付け）をもって行った訂正決定等を不服として提起された審査請求については、個人情報の保護に関する法律第１０５条第１項第１号及び第３号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　審査請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　審査請求に係る訂正決定等<br>□訂正決定<br>□不訂正決定 | （1）訂正決定等の日付、記号番号<br><br>（2）訂正決定等をした者<br><br>（3）訂正決定等の概要 |
| 3　審査請求 | （1）審査請求日<br><br>（2）審査請求人<br><br>（3）審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付資料 | 資料○　保有個人情報訂正請求書（写し）<br>資料○　事案の移送に係る文書（写し）<br>資料○　訂正決定等の通知書（写し）<br>資料○　保有個人情報が記録された行政文書（写し）<br>資料○　審査請求書（写し）<br>資料○　（その他参考資料） |

**別紙第４号書式**

第　　号
令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名　印

諮問書

［会計検査院事務総長］が　第　号（　年　月　日付け）をもって行った利用停止決定等を不服として提起された審査請求については、個人情報の保護に関する法律第１０５条第１項第１号及び第４号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　審査請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　審査請求に係る利用停止決定等<br>□利用停止決定<br>□利用不停止決定 | （1）利用停止決定等の日付、記号番号<br><br>（2）利用停止決定等をした者<br><br>（3）利用停止決定等の概要 |
| 3　審査請求 | （1）審査請求日<br><br>（2）審査請求人<br><br>（3）審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付資料 | 資料○　保有個人情報利用停止請求書（写し）<br>資料○　利用停止決定等の通知書（写し）<br>資料○　保有個人情報が記録された行政文書（写し）<br>資料○　審査請求書（写し）<br>資料○　（その他参考資料） |

**別紙第５号書式**

第　　号
令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名　印

諮問書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第３条の規定による開示請求に係る不作為について提起された審査請求については、同法第１９条第１項第１号及び第２号のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　開示請求に係る行政文書の名称 | |
| 2　開示請求の日付 | |
| 3　補正に要した日数等 | （1）補正を求めた場合の補正に要した日数<br><br>（2）開示決定等までの期間を延長した場合の開示決定等の期限<br><br>（3）開示決定等の期限の特例が適用された場合の残りの行政文書について開示決定等をする期限 |
| 4　審査請求 | （1）審査請求日<br><br>（2）審査請求人<br><br>（3）審査請求の趣旨 |
| 5　諮問の理由 | |
| 6　参加人等 | |
| 7　添付資料 | 資料○　行政文書開示請求書（写し）<br>資料○　事案の移送に係る文書（写し）<br>資料○　審査請求書（写し）<br>資料○　（その他参考資料） |

**別紙第６号書式**

第　　号
令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

会計検査院長名　印

諮問書

個人情報の保護に関する法律第７６条の規定による開示請求［個人情報の保護に関する法律第９０条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第９８条の規定による利用停止請求］に係る不作為について提起された審査請求については、同法第１０５条第１項第１号及び第２号［第３号、第４号］のいずれにも該当しないと認められたので、同項柱書きの規定により別紙のとおり諮問します。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　開示請求［訂正請求、利用停止請求］に係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　開示請求［訂正請求、利用停止請求］の日付 | |
| 3　補正に要した日数等 | （1）補正を求めた場合の補正に要した日数<br><br>（2）開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］までの期間を延長した場合の開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の期限<br><br>（3）開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］の期限の特例が適用された場合の残りの保有個人情報について開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］をする期限 |
| 4　審査請求 | （1）審査請求日<br><br>（2）審査請求人<br><br>（3）審査請求の趣旨 |
| 5　諮問の理由 | |
| 6　参加人等 | |
| 7　添付資料 | 資料○　保有個人情報開示請求書［保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書］（写し）<br>資料○　事案の移送に係る文書（写し）<br>資料○　審査請求書（写し）<br>資料○　（その他参考資料） |

**別紙第７号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

諮問事件に係る諮問番号及び事件名について（通知）

令和　年　月　日付け　第　号により会計検査院長［貴職］から会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問のあった審査請求に係る諮問事件については、下記のとおり諮問番号及び事件名を定めましたので通知します。

記

諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：何々

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第８号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

諮問番号［事件名］の変更について（通知）

令和　年　月　日付け　検審第　号により通知した下記１の諮問事件に係る諮問番号［事件名］については、これを下記２のとおり変更することとしましたので通知します。

記

１　諮問事件
　諮問番号［(変更前)］: 令和　年（情［個］）諮問第　号
　事 件 名［(変更前)］: 何々

２　変更後の諮問番号［事件名］
　令和　年（情［個］）諮問第　号［何々］

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第９号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］に係る
行政文書［保有個人情報］の提示の求めについて

下記１の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第１項の規定により、下記２の開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等］に係る行政文書［保有個人情報］の提示を求めますので、下記３のとおり当審査会に提示してください。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　提示を求める行政文書［保有個人情報］
何々（上記１の諮問事件に係る行政文書［保有個人情報］）

３　提示を求める日時及び場所
①　日時
令和　年　月　日　時から
②　場所

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第１０号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

資料の作成及び提出の求めについて

下記１の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第９条第３項の規定により、下記２の行政文書に記録されている情報［保有個人情報に含まれている情報］の内容を、下記３の方法により分類又は整理した資料の作成を求めますので、下記４のとおり当審査会に提出してください。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　行政文書［保有個人情報］
何々（上記１の諮問事件に係る行政文書［保有個人情報］）

３　分類又は整理の方法
別添作成要領のとおり

４　資料の提出期限等
①　提出期限
令和　年　月　日
②　提出方法
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
また、提出された資料は、［準用審査会設置法第９条第４項の規定により鑑定に供すること、］準用審査会設置法第１３条第１項の規定により審査請求人［参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により審査請求人［参加人］の閲覧に供することがありますので、その適否についての貴職の意見を別紙「提出する資料の取扱いについて」に記入し、資料に添付してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

提出する資料の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

会計検査院長名

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する資料（令和　年　月　日付け　第　号）を、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法［第９条第４項の規定により鑑定に供すること、同法］第１３条第１項の規定により審査請求人［参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により審査請求人［参加人］の閲覧に供することは、

□差し支えがない

□適当ではない

□下記の部分を除き差し支えがない

（適当ではない部分（全部の場合は「全部」と記入））

（適当ではない理由）

※「適当ではない」又は「下記の部分を除き差し支えがない」と回答した場合でも、その理由が会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第２１条第２項ただし書又は同要領第２２条第２項ただし書に定める正当な理由等に該当しないときは、資料の写しを送付し又は閲覧に供することとしますので、ご承知おきください。

**別紙第１１号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書の提出の求めについて

下記１の諮問事件の調査審議に当たり必要があるため、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第９条第４項の規定により、当該諮問事件に係る開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等、開示請求に係る不作為、訂正請求に係る不作為、利用停止請求に係る不作為］についての貴職の意見を記載した意見書の提出を求めますので、下記２のとおり当審査会に提出してください。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　意見書の提出期限等
①　提出期限
令和　年　月　日
②　提出方法
任意の書式により作成した意見書を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
また、提出された意見書は、［準用審査会設置法第９条第４項の規定により鑑定に供すること、］準用審査会設置法第１３条第１項の規定により審査請求人［参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により審査請求人［参加人］の閲覧に供することがありますので、その適否についての貴職の意見を別紙「提出する意見書の取扱いについて」に記入し、意見書に添付してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

提出する意見書の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

会計検査院長名

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書（令和　年　月　日付け　第　号）を、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法［第９条第４項の規定により鑑定に供すること、同法］第１３条第１項の規定により審査請求人［参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により審査請求人［参加人］の閲覧に供することは、

□差し支えがない

□適当ではない

□下記の部分を除き差し支えがない

（適当ではない部分（全部の場合は「全部」と記入））

（適当ではない理由）

※「適当ではない」又は「下記の部分を除き差し支えがない」と回答した場合でも、その理由が会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第２１条第２項ただし書又は同要領第２２条第２項ただし書に定める正当な理由等に該当しないときは、意見書の写しを送付し又は閲覧に供することとしますので、ご承知おきください。

**別紙第１２号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人・参加人宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書の提出の求めについて

下記１の諮問事件の調査審議に当たり必要があるため、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第９条第４項の規定により、当該諮問事件に係る開示決定等［訂正決定等、利用停止決定等、開示請求に係る不作為、訂正請求に係る不作為、利用停止請求に係る不作為］についてのあなたの意見を記載した意見書の提出を求めますので、下記２のとおり当審査会に提出してください。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　意見書の提出期限等
①　提出期限
令和　年　月　日
②　提出方法
任意の書式により作成した意見書を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
また、提出された意見書は、［準用審査会設置法第９条第４項の規定により鑑定に供すること、］準用審査会設置法第１３条第１項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］の閲覧に供することがありますので、その適否についてのあなたの意見を別紙１「提出する意見書の取扱いについて」に記入し、意見書に添付してください。
なお、意見書の提出を希望しない場合は、別紙２に必要事項を記入し、提出してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙１）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

提出する意見書の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

氏名

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書（令和　年　月　日付け）を、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法［第９条第４項の規定により鑑定に供すること、同法］第１３条第１項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは、

□差し支えがない

□適当ではない

□下記の部分を除き差し支えがない

（適当ではない部分（全部の場合は「全部」と記入））

（適当ではない理由）

※「適当ではない」又は「下記の部分を除き差し支えがない」と回答した場合でも、その理由が会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第２１条第２項ただし書又は同要領第２２条第２項ただし書に定める正当な理由等に該当しないときは、意見書の写しを送付し又は閲覧に供することとしますので、ご承知おきください。

（別紙２）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

意見書の不提出について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

氏名

本件諮問事件については、意見書を提出することを希望しないので、その旨を回答する。

**別紙第１３号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の提出の求めについて

下記１の諮問事件の調査審議に当たり必要があるため、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第９条第４項の規定により、下記２の意見書［資料］の提出を求めますので、下記３のとおり当審査会に提出してください。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　提出を求める意見書［資料］
何々

３　意見書等の提出期限等
①　提出期限
令和　年　月　日
②　提出方法
任意の書式により作成した意見書［資料。既存の資料の場合は上記２の資料］を、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。
また、提出された意見書［資料］は、［準用審査会設置法第９条第４項の規定により鑑定に供すること、］準用審査会設置法第１３条第１項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］の閲覧に供することがありますので、その適否についてのあなた［貴職］の意見を別紙１「提出する意見書［資料］の取扱いについて」に記入し、意見書［資料］に添付してください。
なお、意見書［資料］の提出を希望しない場合は、別紙２に必要事項を記入し、提出してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙１）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

提出する意見書［資料］の取扱いについて

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

氏名　　［会計検査院長名］

この度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書［資料］（令和　年　月　日付け［　第　号］）を、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法［第９条第４項の規定により鑑定に供すること、同法］第１３条第１項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］にその写しを送付すること又は同条第２項の規定により会計検査院長［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは、

□差し支えがない

□適当ではない

□下記の部分を除き差し支えがない

（適当ではない部分（全部の場合は「全部」と記入））

（適当ではない理由）

※「適当ではない」又は「下記の部分を除き差し支えがない」と回答した場合でも、その理由が会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第２１条第２項ただし書又は同要領第２２条第２項ただし書に定める正当な理由等に該当しないときは、意見書［資料］の写しを送付し又は閲覧に供することとしますので、ご承知おきください。

（別紙２）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

意見書［資料］の不提出について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

氏名　　［会計検査院長名］

本件諮問事件については、［改めて］意見書［資料］を提出することを希望しないので、その旨を回答する。

**別紙第１４号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

口頭説明の求めについて

下記１の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第９条第４項の規定により、下記２の事項について下記３の日時・場所において口頭での説明を聴取しますので、出席してください［下記４の職員を出席させてください］。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　口頭説明を求める事項

３　口頭説明の聴取の日時及び場所
①　日時
令和　年　月　日　時から
②　場所

［４　出席を求める者］

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第１５号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた［貴職］は、下記１の諮問事件について、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第１０条の規定により、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭意見陳述を希望する場合は、下記２に従い、その旨の申立てを行ってください。

なお、当審査会が必要がないと認めるときは、口頭意見陳述は認められないことがありますのでご承知おきください。

記

１　諮問事件

諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号

事 件 名：

２　申立ての方法

口頭意見陳述を希望する場合は、別紙１「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、令和　年　月　日までに、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室に直接持参するか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

なお、口頭意見陳述を希望しない場合は、別紙２に必要事項を記入し、令和　年　月　日までに提出してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

（別紙１）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

口頭意見陳述申立書

令和　年　月　日

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

住　　所
氏　　名
電話番号

又は会計検査院長名

会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」という。）第１０条の規定により、下記のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

１　口頭意見陳述を希望する。

２　準用審査会設置法第１０条第２項の規定による補佐人の同伴の申立て[審査請求人又は参加人宛ての場合のみ]

①　補佐人の同伴を必要とする理由

②　補佐人の住所、氏名等
（住所）
（氏名）
（職業）
（電話番号）

※　別添の「記入の際の留意事項」をご参照ください。[審査請求人又は参加人宛ての場合のみ]

（別添）

（記入の際の留意事項）

ア　法人その他の団体にあっては、住所・氏名欄に事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ　口頭意見陳述を実施する日時は、別途調整させていただきます。

ウ　口頭意見陳述を実施する場所は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室を予定しています。

エ　２は補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

オ　２①の「補佐人の同伴を必要とする理由」には、例えば、「口頭意見陳述の内容が法律の解釈にまで及ぶ予定であるが、その内容の明確性及び完全性を期するため法律的知識を有する補佐人に陳述の補足をしてもらう必要がある。」など、できるだけ具体的に記入してください。

（別紙２）

（令和　年（情［個］）諮問第　号）

口頭意見陳述について

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長宛て

令和　年　月　日

氏名　　［会計検査院長名］

本件諮問事件については、口頭意見陳述を希望しないので、その旨を回答する。

**別紙第１６号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

口頭意見陳述の承認について（通知）

令和　年　月　日付け［　第　号］であなた［貴職］から申立てのあった口頭意見陳述については、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　口頭意見陳述の日時及び場所
①　日時
令和　年　月　日　時から　時まで
②　場所
会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室

３　補佐人の同伴[審査請求人又は参加人から申立てがあった場合のみ]
［許可する場合］
次の補佐人を同伴することを許可します。
（補佐人氏名）
［許可しない場合］
補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。
（理由）

※　口頭意見陳述の実施の際は、必ずこの通知書を持参してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第１７号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

口頭意見陳述の不承認について（通知）

令和　年　月　日付け［　第　号］であなた［貴職］から申立てのあった口頭意見陳述については、下記２の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　口頭意見陳述を承認しないこととした理由

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第１８号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書又は資料の提出期限について（通知）

下記１の諮問事件について、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第１１条の規定により、今後、意見書又は資料を提出される場合の提出期限を下記２のとおり［改めて］定めましたので通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　意見書又は資料の提出期限等
①　提出期限
令和　年　月　日
②　［改めて］提出期限を定める理由

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第１９号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の写しの送付について

下記１の諮問事件について、会計検査院長［審査請求人、参加人］から当審査会に対して下記２の意見書［資料］が提出されましたので、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第１３条第１項の規定により、別添のとおり、その写しを送付します。

［なお、この意見書［資料］のうち下記３の部分については、下記４の理由により写しの送付が適当ではないため、写しの送付の対象から除いております。］

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　当審査会に提出された意見書［資料］

［３　写しの送付の対象から除いた部分］

［４　上記３の部分について写しの送付が適当ではないとした理由］

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２０号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の写しの送付について（通知）

下記１の諮問事件についてあなた［貴職］から当審査会に対して提出された下記２の意見書［資料］については、令和　年　月　日付けの「提出する意見書［資料］の取扱いについて」により、［下記３の部分を］会計検査院長［審査請求人、参加人］にその写しを送付することは適当ではない旨の回答をあなた［貴職］から得ておりますが、当審査会において、これ［下記４の部分］を送付することが適当であると判断し、その［当該部分を含む意見書［資料］［の一部］の］写しを送付しましたので通知します。

記

１　諮問事件
　諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
　事 件 名：

２　当審査会に提出された意見書［資料］

［３　写しの送付は適当ではないとあなた［貴職］から回答のあった部分］

［４　上記３のうち写しを送付した部分］

３［５］　［上記４の部分について］写しの送付が適当であると判断した理由

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２１号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の写しの不送付について（通知）

下記１の諮問事件について会計検査院長［審査請求人、参加人］から当審査会に対して下記２の意見書［資料］が提出されましたが、下記３の理由によりその写しの送付を行わないこととしましたので通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　当審査会に提出された意見書［資料］

３　写しの送付を行わないこととした理由

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２２号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の閲覧の承認について（通知）

令和　年　月　日付け［　第　号］であなた［貴職］から請求のあった意見書［資料］の閲覧については、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

［なお、この意見書［資料］のうち下記４の部分については、下記５の理由により閲覧に供することが適当ではないため、閲覧の対象から除いております。］

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　当審査会に提出された意見書［資料］

３　閲覧の方法
①期間
令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
②場所
会計検査院情報公開・個人情報保護窓口

［４　閲覧の対象から除いた部分］

［５　上記４の部分について閲覧に供することが適当ではないとした理由］

※　閲覧の実施の際は、必ずこの通知書を持参してください。

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２３号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の閲覧の承認について（通知）

下記１の諮問事件についてあなた［貴職］から当審査会に対して提出された下記２の意見書［資料］については、令和　年　月　日付けで会計検査院長［審査請求人、参加人］から、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第１３条第２項の規定による閲覧の請求がありました。

当該意見書［資料］については、あなた［貴職］から令和　年　月　日付けの「提出する意見書［資料］の取扱いについて」により、［下記３の部分を］会計検査院長［審査請求人、参加人］の閲覧に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当審査会において、これ［下記４の部分］を閲覧に供することが適当であると判断し、これを［当該部分を含む意見書［資料］［の一部］を］閲覧に供することを承認しましたので通知します。

記

１　諮問事件
　諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
　事 件 名：

２　当審査会に提出された意見書［資料］

［３　閲覧に供することは適当ではないと回答のあった部分］

［４　上記３のうち閲覧に供することを承認した部分］

３［５］　［上記４の部分について］閲覧に供することが適当であると判断した理由

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２４号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

意見書［資料］の閲覧の不承認について（通知）

令和　年　月　日付け［　第　号］であなた［貴職］から請求のあった意見書［資料］の閲覧については、下記３の理由により承認しないこととしましたので通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

２　当審査会に提出された意見書［資料］

３　閲覧を承認しないこととした理由

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２５号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

諮問事件の手続の併合について（通知）

下記１の諮問事件の手続は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第１項の規定により併合しましたので通知します。

なお、今後、諮問番号及び事件名を下記２のとおり表記しますので、ご承知おきください。

記

１　諮問事件

| 諮問番号 | 事件名 | （審査請求人氏名） |
|---|---|---|
| 令和　年（情［個］）<br>諮問第　号 | | |
| 令和　年（情［個］）<br>諮問第　号 | | |
| ：<br>： | ：<br>： | ：<br>： |

２　併合後の諮問番号等の表記

諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号外　件

事 件 名：

［審査請求人氏名を記載することが不適当な場合があるなど、通知内容は、併合される事件により異なり得る。］

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２６号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人等宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

諮問事件の手続の分離について（通知）

令和　年　月　日付け　検審第　号により併合した旨を通知した下記の諮問事件の手続は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第１項の規定により分離しましたので通知します。

なお、今後、諮問番号及び事件名は、それぞれ併合前の名称により表記しますので、ご承知おきください。

記

（諮問事件）
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号外　件
事 件 名：

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２７号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

諮問に対する答申について

下記の諮問事件について別紙のとおり答申します。

記

（諮問事件）
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２８号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人・参加人宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

答申書の写しの送付について

下記の諮問事件について、令和　年　月　日に会計検査院長宛て答申しましたので、会計検査院法第１９条の４の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法第１６条の規定により、別添のとおり、答申書の写しを送付します。

記

（諮問事件）
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第２９号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

会計検査院長宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

答申書の更正について（通知）

下記の諮問事件に係る令和　年　月　日付け答申について、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第２６条の規定により、別紙のとおり更正しましたので通知します。

記

（諮問事件）
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］

**別紙第３０号書式**

検審第　　号
令和　年　月　日

審査請求人・参加人宛て

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会長名　印

答申書の更正について（写しの送付）

下記の諮問事件に係る会計検査院長宛て令和　年　月　日付け答申について、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領第２６条の規定により、　年　月　日に更正し、会計検査院長に通知しましたので、その写しを送付します。

記

（諮問事件）
諮問番号：令和　年（情［個］）諮問第　号
事 件 名：

［公印の押印を省略することができる。省略する場合は、「公印省略」と記載する。］